

船舶事故調査報告書

令和7年12月17日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和6年6月30日 13時30分頃
発生場所	沖縄県うるま市伊計島伊計ビーチ西方沖 伊計島灯台から真方位226° 1,600m付近 (概位 北緯26° 23.3′ 東経127° 59.1′)
事故の概要	水上オートバイ八番艦は、遊走中、転覆した。
事故の経過	令和6年9月4日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ 八番艦、0.1トン
船舶番号、船舶所有者等	296-27879 沖縄、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、特殊小型
負傷者	なし
損傷	機関に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 4、視界 良好 海象：波向 南、波高 約1.4m、潮汐 ほぼ高潮時
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、後部座席に同乗者1人を乗せ、うるま市宮城島トンナハビーチから北方沖合に向け、遊走を始めた。</p> <p>本船は、約30km/hの対地速力で波高約1mの波の上を跳ねながら遊走中、同乗者が落水した。</p> <p>船長は、同乗者を救助しようと旋回し、同乗者に本船を近づけ、機関を止めて漂泊した。</p> <p>本船は、船長が同乗者を本船に救助した後、右舷方から波を受けて転覆した。</p> <p>船長は、落水後、携帯電話を海中に落として救助要請ができず、また、周囲に他船等が見当たらなかったため、同乗者と本船に掴まったまま漂流した。</p> <p>船長は、1時間以上漂流を続けていたところ、うるま市大泊ビーチ（以下「大泊ビーチ」という。）付近に達し、手を振るなどして救援を求めた。</p> <p>大泊ビーチにいた遊泳者の監視員が、沖合に本船を見付け監視台に立ち、様子がおかしいと思い、同ビーチ管理者に連絡した後、同管理者が地元消防署及び118番通報を行った。</p> <p>船長及び同乗者は、通報を受けてゴムボートで来援した消防署員により救助され、大泊ビーチに搬送された。</p> <p>本船は、船尾側が沈んだ転覆状態で漂流し、大泊ビーチ北西方沖において、大泊ビーチの関係者により発見され、別の水上オートバイで</p>

来援した船舶所有者等により、トンナハビーチまでえい航された。

本船は、トンナハビーチにえい航後、船舶所有者等が確認したところ、機関室が浸水していた。

(図1 参照)

本船は、レンタル業者が所有する水上オートバイで、本事故当日の11時前、船長がレンタルした。

船長及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。

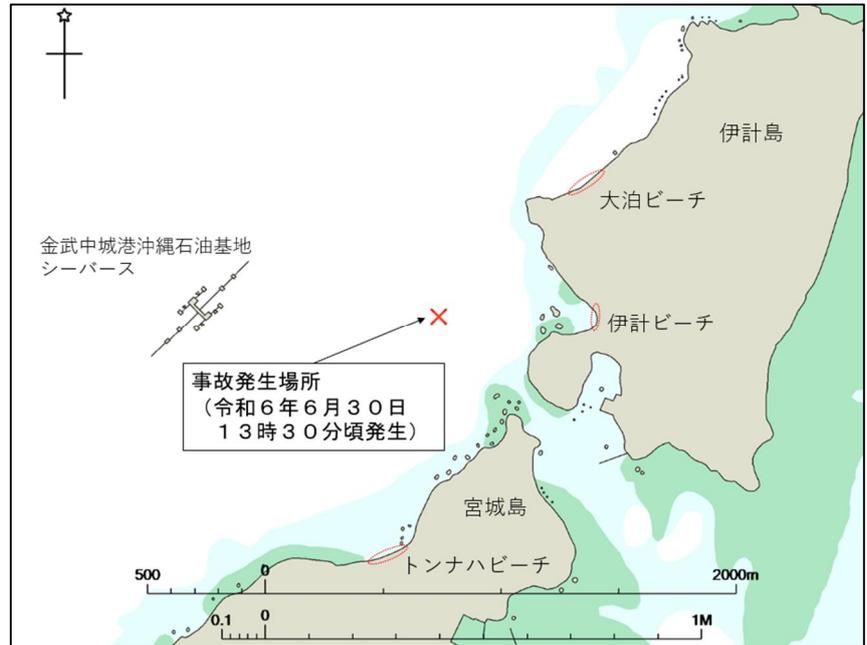


図1 事故発生場所概略図

分析

本船は、伊計ビーチ西方沖において、波高約1mの波がある状況下、漂泊中、右舷方から高波を受けたことから、転覆したものと考えられる。

本船が転覆した状況については、本事故当時、目撃者がおらず、また、船長から必要な情報を得ることができなかったことから、明らかにすることができなかった。

原因

本事故は、本船が、伊計ビーチ西方沖において、波高約1mの波がある状況下、漂泊中、右舷方から高波を受けたため、転覆した可能性があると考えられる。

再発防止策

今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- ・水上オートバイの船長は、水上オートバイは船体が小さく、波や風の影響によって転覆する可能性が高いことから、航走に当たり、適切に気象・海象情報を入手し、自船の堪航性や自己の技量に応じて出航を見合わせる事。
- ・水上オートバイの船長は、転覆した際に速やかに復原できるようにあらかじめ復原方法を習熟しておくこと。
- ・水上オートバイの船長は、防水型の携帯電話又は防水パックに入

れた携帯電話を身に着け、落水した際の連絡手段を確保しておくこと。

- ・水上オートバイの船長は、発航前に、海上保安庁ホームページの海の安全・基礎知識（海の安全情報）から総合安全情報サイトのウォーターセーフティガイドより、水上オートバイを検索し、安全に楽しむための情報等を確認すること。

海の安全情報 : Water Safety Guide

<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/watersafety/index.html>